

令和8年度

社会福祉協議会 ガイドブック

ささえて ささえられて
みんなが主役のまちづくり



各務原市社会福祉協議会マスコットキャラクター
「つなぐちゃん」

社会福祉法人 各務原市社会福祉協議会

目次

1. 社会福祉協議会について

1-1	社会福祉協議会とは	1
1-2	地域福祉について	2
1-3	各務原市社会福祉協議会について	3
1-4	各務原市社会福祉協議会の主な事業	4～7
1-5	介護保険事業・障がい福祉事業について	8
1-6	地域包括支援センターについて	8
1-7	生活相談センターさぽーと	9
1-8	権利擁護センター	10

2. 地域福祉を支える財源について

2-1	財源の種類	11
2-2	社会福祉協議会会費	11
2-3	赤い羽根共同募金	13
2-4	寄付金	13
2-5	介護保険事業収益	13

3. 地区社会福祉協議会（地区社協）について

3-1	地区社協とは	14
3-2	なぜ地域福祉？	14
3-3	それぞれの地区社協がめざす姿	15
3-4	地区社協事業	16～26
3-5	総合補償保険	27

4. 資料編

4-1	各務原市の福祉の状況	28
4-2	地区ごとの人口構成	29
4-3	相談窓口一覧	30
4-4	Q&A	31～32
4-5	各務原市社会福祉協議会のあゆみ	33～35

1. 社会福祉協議会について

1-1 社会福祉協議会とは

略して

「社協(しゃきょう)」

と呼ばれています。

「地域福祉」を推進することを目的に
社会福祉法に位置付けられた民間福祉団体です。

社会福祉協議会（以下「社協」）とは、社会福祉法の109条に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として明記された公共性・公益性の高い社会福祉法人です。誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりの推進することを使命とし、自治会連合会や民生委員児童委員、ボランティア団体・障がい者団体などと連携しながら地域の福祉問題の解決に向けた取り組みをしています。

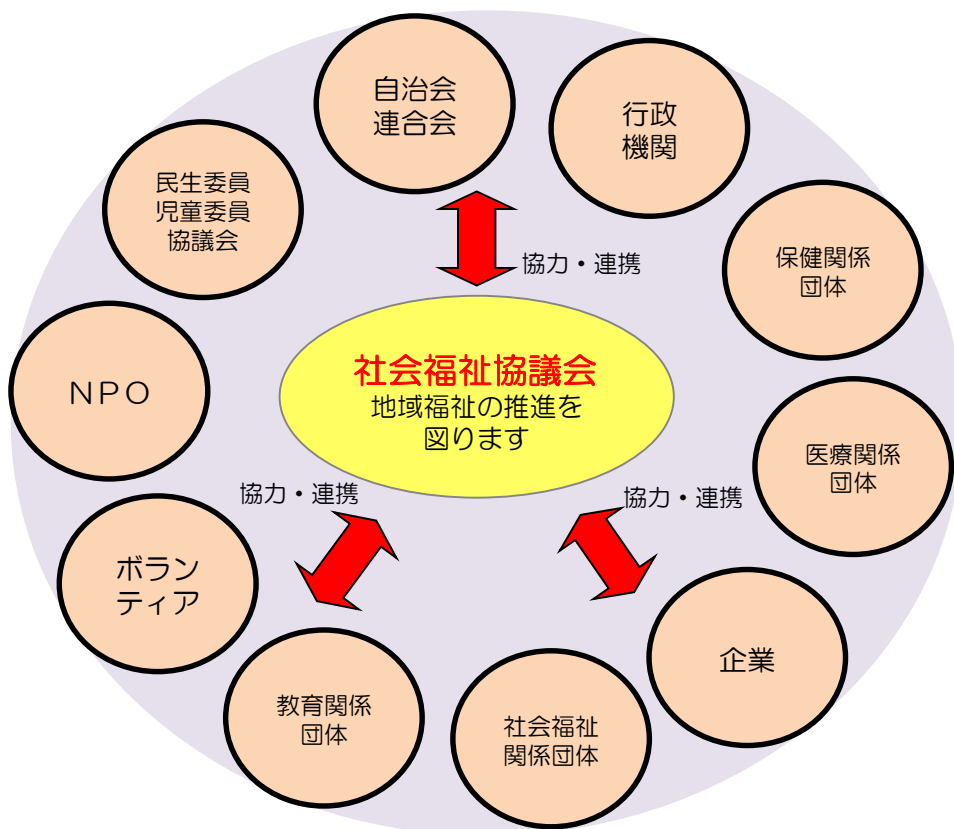
おねがいします



▲社会福祉協議会のマーク

このマークは、全国共通の社会福祉協議会のシンボルマークです。

社会福祉及び社会福祉協議会の「社」を図案化し、「手をとりあって、明るいしあわせな社会を建設する姿」を表現しています。



1-2 地域福祉について

「地域福祉」とは、その地域に住む誰もが普段の暮らしの中でしあわせを感じられるよう、住民一人ひとりが協力し、ささえあい、助けあえる地域づくりを進めていくことです。

各務原市では、計画的に地域福祉の実現に向け、市は地域福祉計画を、市社協は地域福祉活動計画をそれぞれ策定し推進してきました。

今後、ますます多様化・複雑化する地域の福祉課題や新たな問題の解決に向けて、市と市社協がより連携を密にして取り組んでいくことが求められてきます。

第4期計画から、それぞれの計画の連動性や実効性を一層高めるため、両計画を一体的に策定し、計画策定で明らかになった課題や解決に向けた取り組みを行い、地域福祉を推進していきます。

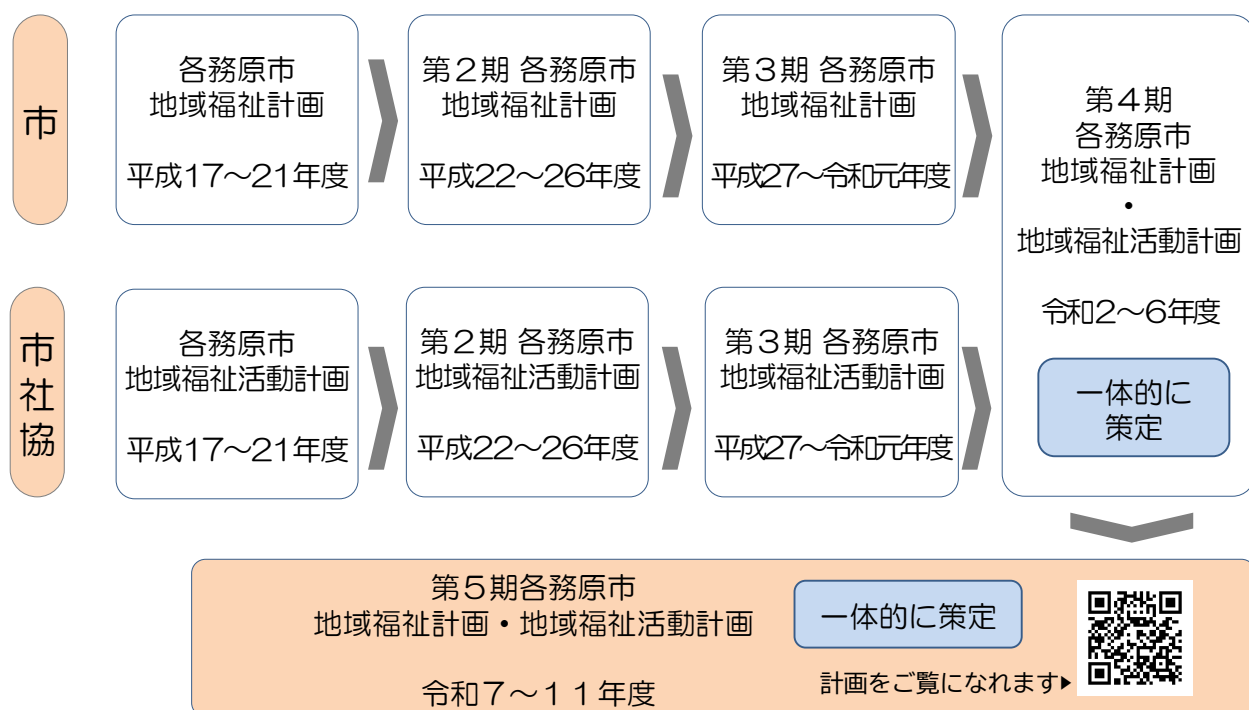
・地域福祉計画

社会福祉法第107条に基づいて策定する市町村の行政計画であり、地域福祉を推進するための「理念」や「方向性」を示す計画。

・地域福祉活動計画

地域福祉の推進を目指して、社会福祉協議会が中心となり、民生委員児童委員などの地域福祉活動を行う者や福祉分野の専門職などが相互に協力して策定する民間団体による福祉活動の自主的・自発的な行動計画。

地域福祉に関する計画の推進過程



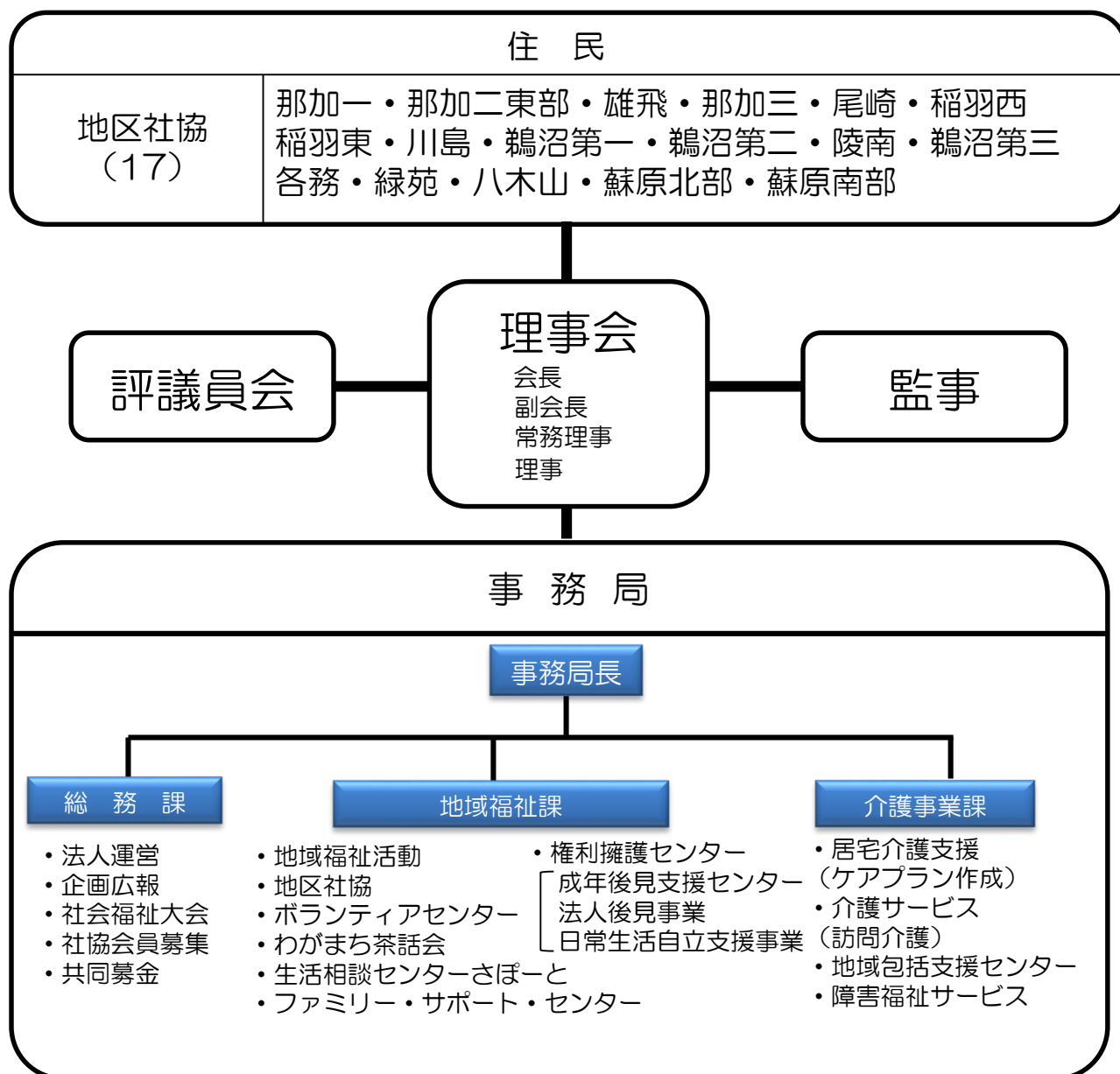
1-3 各務原市社会福祉協議会について

社会福祉法人各務原市社会福祉協議会

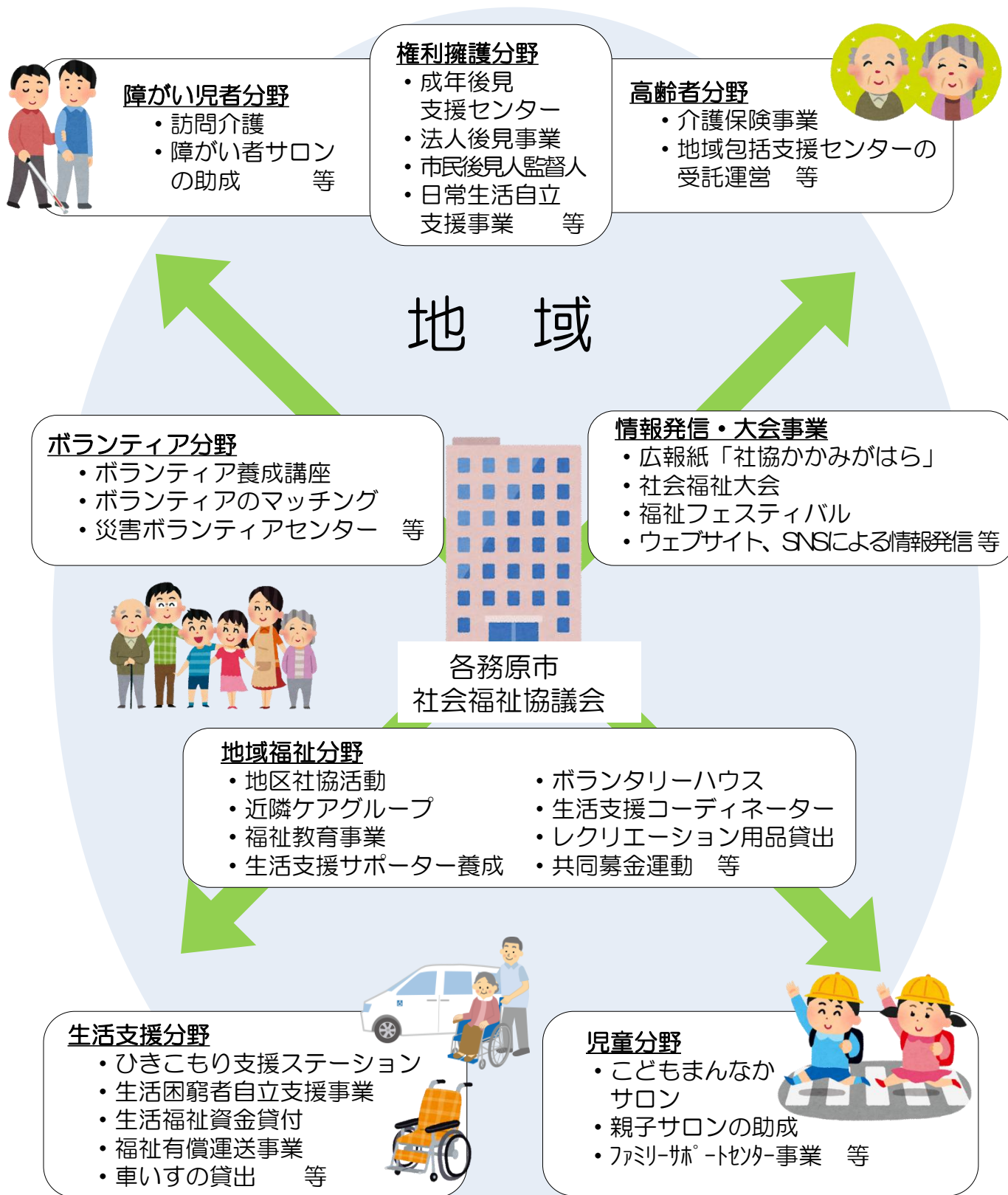


- 【住所】 各務原市那加桜町2丁目163番地
総合福祉会館内 2階
- 【設立】 昭和57年2月10日法人登記
- 【組織】 自治会連合会などの住民の代表、民生委員児童委員協議会、高齢者や障がい者団体、ボランティア団体、福祉・医療保健団体、行政などにより理事会・評議員会が組織されています。

【組織図】



1-4 各務原市社会福祉協議会の主な事業



【ボランティアハウス】

ボランティアハウスは、「楽しく、気軽に、無理なく、自由に」をモットーに、閉じこもりがちな高齢者や障がいのある人、子育て中の親や子どもたちなどが、地域住民とともに生き甲斐をもって生活していけるような仲間づくりや健康づくり、社会参加を促進する拠点です。

A（毎週）型、B（毎月）型、C（ミニ）型、D（巡回）型、E（常設）型の5つのタイプがあります。タイプごとに開催頻度や助成金が異なります。詳しくは17ページをご覧ください。

92か所
(令和8年3月31日時点)



ボランティアハウス
笑顔（川島）

【こどもまんなかサロン】

『夏休みなどの長期休みには、子どもだけが一人ですごす家も多い。子どもたちの孤立防止や地域の中での子育てが進むような交流の場があると良いな』そのような声から始まりました。地域住民やボランティアが担い手となり、自治会や地区社協と連携して進めています。

詳しくは18ページをご覧ください。



こどもまんなかサロン（鵜沼第二）

【近隣ケアグループ】

近隣ケアグループ活動とは、身近な地域の中で、声かけや見守りなどをおして支援が必要な高齢者、障がい者、子ども等をその地域で支える取り組みです。この活動が活発になると、地域から孤立することなく、住みなれた地域で安心して暮らし続けることができます。

概ね自治会を単位に3～10名程度のグループを組織し、地域の実情に応じた活動を展開しています。

見守りの方法として、回覧板や広報の手渡しを地域全体で取り組んでいる地域や、グループ員が散歩や買い物の折にさりげなく見守っている例があります。

257グループ
(令和8年3月31日時点)



近隣ケアグループ『みなさん』
(尾崎南町3)の活動のようす

【福祉教育】

「福祉教育」という言葉を聞くと、子どもだけが対象であるような印象を受けますが、本会では子どもだけではなく大人も対象に「福祉を学ぶ・考える」機会を提供しています。

職員研修の一環であったり、地域の集まりであったり、さまざまな場面で活用をいただいています。

右表は本会が行っているメニューの一例です。

「ふくして何？」 講話 45分	「知的障がいについて 学ぶ講演会」 講話 45分
「車いす体験」 体験 45分～90分	「高齢者疑似体験」 体験 45分～90分
「アイマスク体験」 体験 45分～90分	「認知症サポーター 養成講座」 演習 90分

【ボランティアセンター】

「ボランティアをしたい！」と「ボランティア活動をしてほしい！」

この2つをボランティアセンターでつなぎあわせます。

ただ、「何かしたいけど何をしたいかわからない・・・」といった方もいらっしゃるいませんか？そこで提案しているのはボランティア養成講座です。

点字・音訳・手話・要約筆記・傾聴など、活動のための技術を学んでからスタートするボランティア活動があります。

点訳ボランティア 養成講座	4月～8月 全15回	手話奉仕員 養成講座	7月～12月 入門編 全23回 基礎編 全23回
音訳ボランティア 養成講座	5月～10月 全20回	要約筆記 体験講座	2月 全4回

*令和8年度は、傾聴ボランティア養成講座を開催予定です（時期未定）。

【災害ボランティアセンター】

災害ボランティアセンターとは、災害発生時に各地から集まるボランティアと地域から集まる困りごと（ニーズ）を調整する機能をもつ機関です。

各務原市では行政と連携し、社会福祉協議会が開設します。

その理由は、①地域を基盤とした活動を行っている ②全国的なネットワークを持っている ③日頃からボランティアセンターを運営しているからです。



災害ボランティアセンター設置訓練

【わがまち茶話会】

わがまち茶話会は、地域資源やアイデアなどの情報を定期的に集まり交換する場です。

「楽しみサークルが始まったらしいよ」「あのおばあちゃんが世話好きらしいよ」といった雑談の中に地域の課題やその解決につながるアイデアが入り混じっていることもあり、今後の福祉活動を進めるうえでの大きなヒントになります。

ゆくゆくは、ここで集まる情報から支えあい活動や住民が出かけられる場所、出番や役割につながることをめざします。

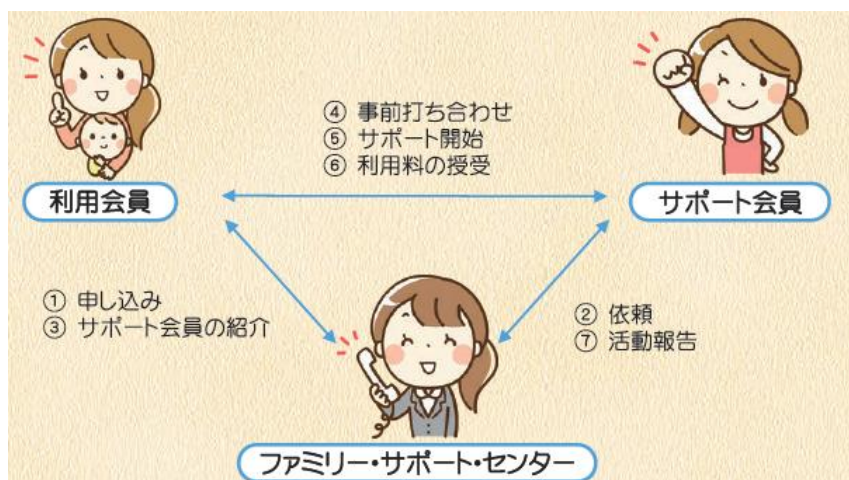


【ファミリー・サポート・センター事業】

ファミリーサポートとは、地域で相互に子育てを応援する仕組みです。

子育てのサポートをしてほしい方（利用会員）と子育てをサポートできる方（サポート会員）が登録して行うものです。

対象は概ね小学3年生までの子どもです。



【情報発信】

社会福祉協議会では、地域の活動を皆様に知っていただくためにウェブサイトやフェイスブック、インスタグラム、LINEを使い、情報発信を行っています。



社会福祉法人

各務原市社会福祉協議会



ウェブサイト



←フェイスブック、
インスタグラム、LINE
もぜひご覧ください。

LINEスタンプも販売中です！



1-5 介護保険事業・障がい福祉事業について

【居宅介護支援】

利用者の身体状況や本人、家族の希望に沿ったサービスが利用できるようケアマネジャーがプランを作成します。また、認定の申請及び更新手続きも行います。



【ホームヘルプサービス】

ホームヘルパーは、ケアプランに基づき下記のような支援を行います。利用者宅を直接訪問して、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう下記のような支援を行います。

〈身体介護〉

食事、入浴、排泄、更衣、歩行などの介助、服薬介助、床ずれの予防（体位変換）など

〈生活援助〉

買い物、居室の掃除、洗濯、調理、薬の受け取りなどの援助など



1-6 地域包括支援センターについて

地域包括支援センター（以下「包括」）は各務原市に7つあり、社協はその一つを担っています。

（包括社協の対象地域：那加第二小、那加第三小、蘇原第二小校区）

包括とは

高齢者に関する相談窓口

主な4つの役割



①総合相談

高齢者本人、家族が抱える悩みや心配事の相談を受ける

②介護予防

介護予防の普及啓発や、介護予防ケアプランの作成を行う

③権利擁護

高齢者虐待の発見、成年後見制度の紹介を通して、高齢者の権利を守る

④包括的・継続的ケアマネジメント

地域サービスや関係機関とのネットワークづくりや、社会資源を活用したケアマネジメント。

1-7 生活相談センターさぽーと

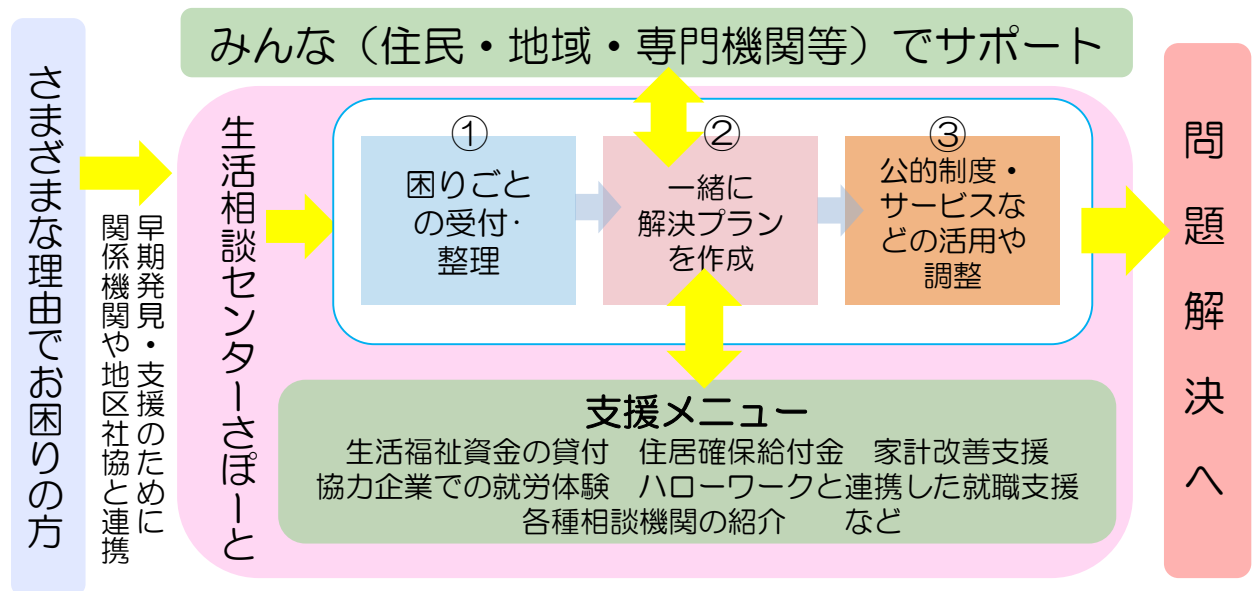
生活相談センターさぽーとは、生活上の悩みや経済的な困りごとなどの多岐にわたる相談の窓口です。社会福祉士などの相談員と一緒に問題を整理しながら解決に向けてお手伝いします。また、各種機関と連携を取り、必要に応じて適切な機関につなげます。

例えば・・・

- 仕事がなかなか決まらない
- 借金が多くて悩んでいる
- 病気になって働けなくなった
- 収入が不安定で困っている
- 働きに出る自信がない
- 家計の管理がうまくできない
- 職に就かず外出もしない子の将来が心配
- 悩みがあるが、どこに相談してよいかわからない など



相談支援の流れ



●ひきこもり支援ステーション事業●

相談支援

ひきこもり状態にある本人やその家族などからの相談を受けて、助言や必要に応じて様々な支援への取次ぎや家庭等への訪問を行います。

フリースペースにおいでください

ひきこもり状態にある人や孤独・孤立を感じている人などが、誰でも安心して気軽に来られる場所『つなぐのお部屋』を開設しています。

- 開設場所：総合福祉会館2階
 - 開設時間：毎週月・水・金曜日 13時～17時（祝日及び年末年始を除く）
 - 利用方法：事前予約は不要ですが、生活相談センターさぽーとにて要受付
- * 4月中は、総合福祉会館3階 遊戯室、毎週火・木 13時～17時になります。

1-8 権利擁護センター

『権利擁護センター』は、社協が行う ①成年後見支援センター ②日常生活自立支援事業 ③法人後見事業の3つの権利擁護部門を、相談から支援までを一体的に解決に結びつける相談・支援機関です。

福祉・医療機関や団体などと連携を図りながら成年後見制度や権利擁護に関する相談に対応します。



困ったなあ…

「自分でお金の管理ができない」
 「ひとり暮らしで軽度のもの忘れがあり、訪問販売で高額な商品を買ってしまった」
 「知的障がい害があり、親が亡くなったため、グループホームに入居することになりました。相続や今後の金銭管理、施設の入所手続きなどできない。」



成年後見支援センター

- ・成年後見制度に関する広報啓発と相談
- ・本人に望ましい後見人等の選任調整
- ・市民後見人の育成・支援、監督

成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって**物事を判断する能力が十分ではない方**について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、**本人を法的に支援する制度**です。

【成年後見人等の役割】

身上保護

成年後見人等はご本人に代わり契約行為などの法律行為を担います。
 ※食事の世話などは行いません。



財産管理

成年後見人等はご本人の財産を守るため管理をしたり不動産処分などを行います。

日常生活自立支援事業

- ・福祉サービス利用援助
- ・日常的金銭管理サービス・書類等預かりサービス

①専門員と面談（困りごと、お手伝いの内容・回数など本人と一緒に決め、利用契約を結びます。）

②サービス開始（支援計画に沿って生活支援員がお手伝いします。）

どんな支援をしてくれるの？支援内容の違いはあるの？

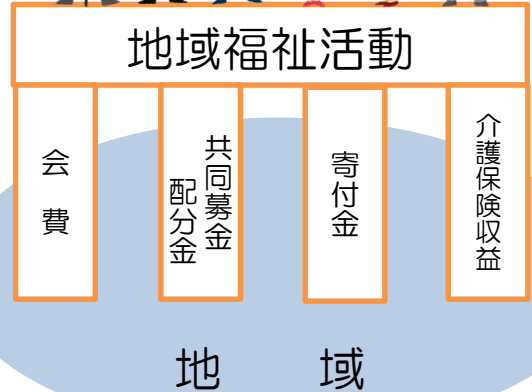
支援内容		成年後見制度	日常生活自立支援事業
○できる ×できない △手続きのみ支援			
日常生活に関すること	日用品を買うための金銭管理	○	○
	年金受け取りのための手続き	○	○
	通帳や銀行印の保管	○	○
	医療費の支払い	○	○
	福祉サービス等の利用契約	○	△
生活する場	住居や入院先の確保	○	×
	施設への入退所契約	○	×
	施設での生活の見守り	○	×
重要な財産に	消費者被害の取り消し	○	△
	不動産の処分	○	×
	遺産分割	○	×

2. 地域福祉を支える財源について

2-1 財源の種類

各務原市社会福祉協議会の関わる地域福祉活動を支える財源は、主に次の4つです。
いずれも地域の皆さまからの支えによるものです。

- 社会福祉協議会会費
- 共同募金配分金
- 寄付金
- 介護保険収益



2-2 社会福祉協議会会費

各務原市社会福祉協議会では、「ささえて ささえられて みんなが主役のまちづくり」をめざす姿とし、市と連携を図りながら住民主体の地域福祉活動を住民の皆さまと一緒に進めています。

17の自治会連合会を単位とした地区社会福祉協議会（地区社協）では、住民の皆さまが主体となりボランティアハウスや高齢者を囲む会、福祉座談会などの事業を実施しており、地域の福祉課題を地域で考え、地域で解決するための活動に取り組んでいます。

これらの活動は、地域に住む皆さまの参加と、皆さまから協力いただく会費により支えられています。

誰もが安心して暮らし続けられる福祉のまちづくりのために、ご協力をお願いいたします。

世帯会費	1口 500円
賛助会費	法人会員 5,000円以上
	団体会員 5,000円以上
	個人会員 1口 500円

【世帯会員募集のスケジュール】

令和8年度社協会員募集期間は、例年通り 6月～7月の2カ月間としています。
より多くの皆さまに会員となっていただけるよう、会費の用途や社会福祉協議会の活動をご理解いただくため、会費趣旨説明会を各地区で行うことができます。

4月下旬
自治会連合会
へ依頼



5月末
各単位自治会
へ書類の送付



6月～7月
会員募集
期間

【令和7年度世帯会員募集結果】

地区社協名	会員数	口数	会費額
那加一	2,119	2,148	¥1,074,000
那加二東部	1,266	1,284	¥642,000
雄飛	966	980	¥490,000
那加三	1,712	1,808	¥904,000
尾崎	1,158	1,188	¥594,000
稲羽西	2,146	2,149	¥1,074,500
稲羽東	1,030	1,030	¥515,000
川島	2,216	2,248	¥1,124,000
鵜沼第一	2,091	2,104	¥1,052,000
鵜沼第二	3,465	3,468	¥1,734,000
陵南	1,392	1,394	¥697,000
鵜沼第三	2,082	2,138	¥1,069,000
各務	1,376	1,390	¥695,000
緑苑	1,079	1,094	¥547,000
八木山	1,004	1,020	¥510,000
蘇原北部	4,092	4,134	¥2,067,000
蘇原南部	2,699	2,703	¥1,351,500
その他	13	13	¥6,500
市全体	31,906	32,293	¥16,146,500

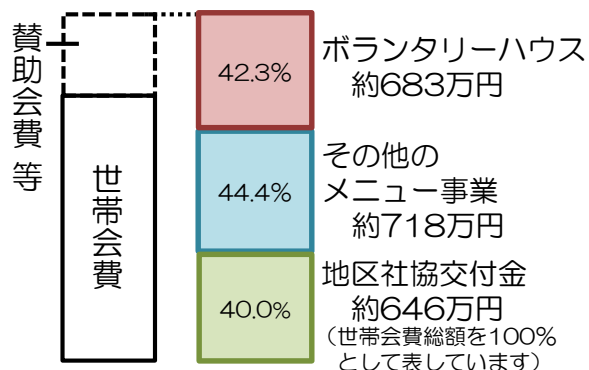
*世帯会費は、自治会の協力により集められた各世帯を単位とした会員です。

【令和7年度賛助会員募集結果】

会員区分	団体数	会費額
法人・団体会員	322	1,893,000円
個人会員	1	5,000円
合計	323	1,898,000円

法人・団体会員は、事業所等を単位とした会員です。賛助会費は市内全体で行う地域福祉活動に活用されます。

地区社協への助成の状況



【世帯会費の地区社協への助成結果】
世帯会費として集められた会費の40%を地区社協に交付するほか、更にメニュー事業にて助成しています。全額が地区社協の事業に活用されています。（世帯会費を100%とすると、上のグラフのように約126.7%を地区社協に助成しています。）

2-3 赤い羽根共同募金

共同募金は、戦後間もない昭和22（1947）年に、市民が主体の民間運動として始まりました。

当初、戦後復興の一助として、被災した福祉施設を中心に支援が行われ、その後、法律（現在の「社会福祉法」）に基づき、地域福祉の推進のために活用されてきました。

社会の変化のなか、共同募金は、誰もが地域で安心して暮らすことができるよう、さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を応援する、



「じぶんの町を良くするしくみ。」

として、取り組まれています。

（中央共同募金会ウェブサイトより）

イベント募金の様子
（学びの森フェスティバル）

共同募金運動は、各世帯への戸別募金のほか、ボーイスカウトなどによる街頭募金、イベント時の募金活動などが行われています。



2-4 寄付金

令和7年度に寄付いただいた地域の皆さまの善意も地域福祉活動に活用しています。

令和7年度寄付金額（物品のぞく）

2,818,081円

2-5 介護保険事業収益

社会福祉協議会の行っている介護保険事業で得た収益も、地区社協活動の財源としています。



ホームヘルパー研修風景

3. 地区社会福祉協議会(地区社協)について

3-1 地区社協とは

地域には自治会、民生委員児童委員、子ども会、近隣ケアグループ、商店、ボランティアなどさまざまな団体や個人が、より良い地域づくりをめざして活動しています。それぞれがつながりを持ち活動をすると、参加者も増え、理解が広がり、地域の結びつきが強くなります。そこで、17の自治会連合会を単位として、地域団体や個人が横の連携をつくり、地域の福祉問題や課題解決に取り組むことを目的とした地区社協を組織しました。

地域のさまざまな活動をする団体で構成された地区社協だからこそ、希薄となりつつある住民同士のつながりの輪を広げ、福祉の視点を持った地域づくりを進めることができます。それと同時に、生活問題を抱えている人に対し、行政や専門機関、市社協への橋渡しや連携も考えながら、「地域のつながり」を活かして、地域の実情に即した自主的な活動を展開して問題解決につなげていきます。

■身近な地域での支えあい活動の創出にむけて

これまでの地区社協活動は、「地域のつながりづくり」を中心に取り組んできました。現在では92ヶ所のボランティアハウス、見守り活動を主とする近隣ケアグループは257グループ、1,700人のボランティアが日々活躍しています。

しかし、ますます高齢化が進み、生活課題が多様化・複雑化する中、これまで培ってきた「地域のつながり」を活かしつつ、生活課題に対応したサービスを創ることを意識し、「身近な地域での支えあい活動の創出」をめざし、地区社協活動を推進していきます。

3-2 なぜ地域福祉？

社会保障制度改革による各法律改正の中で「地域づくり」という言葉がキーワードとして使われ、地域での自主活動に対する期待は高まっています。

従来の分野別（高齢者・障がい者・子ども）ではなく、住民が暮らし続けられるよう「地域」に重点を置いた施策が取られています。

生活困窮者自立支援法・子ども子育て関連三法・障害者総合支援法・介護保険法改正・医療保険法改正など、それぞれの法律において「地域」への期待が込められています。

3-3 それぞれの地区社協がめざす姿

地区社協では、地域コミュニティ会議を開催し、地域の変化を振り返り、今後の地域がどのようなまちになると良いかをイメージし、第5期地域福祉計画期間中（令和7年度～令和11年度）の「めざす姿」をまとめました。

地区社協	めざす姿
那加一	子どもから高齢者までさまざまな世代が交流できるまちをめざします。
那加二東部	地域の中で、声かけ気かけ心かけ、ともに支える安心のまちづくりをめざします。
雄飛	地域行事をとおして、3世代がともにふれあい、協力しあえるまちをめざします。
那加三	「向こう三軒両隣」の輪がつながるまちをめざします。
尾崎	助け合って安心して生活できる尾崎地区をめざします。
稲羽西	みんなでつくる地域のつながりを大切にするまちをめざします。
稲羽東	自治会やシニアと連携して、三世代交流を活性化する。
川島	故郷の心と故郷のつながりが優しく、固く、いつまでも続き、3つの健康（身体、頭、心）づくりが継続していくことをめざします。
鵜沼第一	3世代交流が豊かなまちをめざします。
鵜沼第二	お互いさまの気持ちで支えあう、笑顔あふれるまちをめざします。
陵南	老いも若きも元気な者で 支え見守るまちづくりをめざします。
鵜沼第三	助けあい、支えあい、住みよい安全・安心なまちづくりをめざします。
各務	“ふれあい・ささえあい・たすけあい” ぬくもり溢れるまちをめざします。
緑苑	住民相互でふれあいささえあい、SOSが言える思いやりのあるまちをめざします。
八木山	「つながる・ささえあう」まちをめざします。
蘇原北部	安心して心豊かに暮らし続けることができるまちをめざします。
蘇原南部	自治会と連携してささえあえるまちをめざします。

3-4 地区社協事業

◆地区社協交付金

地区社協交付金は、地区社協独自の福祉活動を展開するための財源です。住民の皆さんにご協力いただいた会費のうち、地区社協内で集まった世帯会費の40%を地区社協交付金として交付します。

なお、前年度実績の30%を上限に前払いをすることができます。

地区社協独自の活動例

- ・地域の高齢者に暑中見舞いや年賀状を小学生に書いてもらう事業
 - ・一人暮らしの高齢者や障がいのある人とつながりをつくる友愛訪問活動 など
- 地区社協の独自事業に交付金を有効的にご活用ください。

◆メニュー事業助成金

メニュー事業を実施した場合、その経費の一部を助成します。メニュー事業実施の目的を大きく次の7つに分類しています。

1. 集うこと

2. 学ぶこと・知ること

3. ささえあうこと・ 安心につながる

4. 知らせること

5. 共同募金のこと

6. 募ること

7. 地域を応援すること



↑ 会費ロゴマーク
本誌では会費が使われている事業には上のマークをつけています。

事業実施の際は、案内文書、広報紙等に掲載をお願いします。
(HPからダウンロードできます)



赤い羽根のマークがついた項目は、事業の財源に赤い羽根共同募金が使われています。

1. 集うこと

地域で孤立することのないよう、通いの場づくりを進めます

(1) ボランティアハウス事業

事業内容



地域の高齢者や障がいのある人、子育て中の人などが閉じこもりにならないよう集まり、交流することを目的とします。歩いて行ける集会所や公民館などを拠点に、楽しく過ごすことができるよう、参加者とボランティアが一緒になって内容を考えます。定期的を開催することで、地域のささえあい、助けあいの輪が広がります。

市生涯学習まちづくり講座や岐阜県、警察署の出前講座を活用し、『防犯・防災』について学ぶ機会や、日本赤十字奉仕団員である民生委員さんに協力いただき、炊き出し訓練を行う等の取り組みが、ふだんの暮らしの安心につながります。





助成基準		条件（通常）	運営助成	備品助成
ハウスの種類	毎週型（A型）	<ul style="list-style-type: none"> 概ね1回/週 4時間以上/日 参加人数10人以上/回（食事提供を毎回行う） 	1回あたり 6,000円 （上限 52回分/年度）	20万円（上限）
	毎月型（B型）	<ul style="list-style-type: none"> 概ね1回/月 1.5時間以上/日 参加人数10人以上/回 	1回あたり 3,000円 （上限 36回分/年度）	15,000円（上限）
	三三型（C型）	<ul style="list-style-type: none"> 4回以上/年 1.5時間以上/日 参加人数5人以上/回（毎回開催日時等を地域住民に周知する） 	1回あたり 1,000円 （上限 36回分/年度）	/
	巡回型（D型）	<ul style="list-style-type: none"> 4回以上/年 1.5時間以上/日 参加人数10人以上/回（地区社協内を巡回する） 	1回あたり 3,000円 （上限 12回分/年度）	
	常設型（E型）	<ul style="list-style-type: none"> 概ね5日/週 4時間以上/日 参加者5人以上/回（1地区社協1か所） 	活動経費 30,000円/月（定額） 家賃助成 40,000円/月（上限）	20万円（上限） E型の家賃助成は赤い羽根共同募金を財源としています
拠点	歩いて行ける集会所や公民館など（開催場所は屋内とします）			

(2) ふれあい交流事業

事業内容	<p>地域のさまざまな社会資源を活かし、住民が集い交流を図ることを目的に子ども・高齢者・親子など対象を幅広くし事業を行います。 この助成は年度の助成合計額が上限以内であれば回数は問いません。</p>
助成基準	<p>住民同士が集う交流事業＊に対し助成します。 助成額：10万円（上限） 助成回数：年度の助成合計額が10万円以内であれば回数は問いません。</p> <p>＊暑中見舞いや年賀状による交流や友愛訪問は対象となりません。 ＊地区社協主催事業を原則としますが、他団体との共催の場合は、地区社協事業であることや社協会費が活用されていることをPRしてください。 共催の場合、地区社協名以外の領収書では助成対象とはなりません。また、打ち合わせの費用は助成対象に含みません。</p>  


(3) こどもまんなかサロン事業

事業内容	<p>日中子どもたちだけになりやすい夏休みなど長期休暇期間に、歩いて通える範囲で子どもを中心とした地域住民が集う交流の場を作ります。地域のつながりが生まれ、子どもたちの孤立防止や地域の中での子育てが進むことを目的とします。市社協及び地区社協が認めた、地域住民やボランティアが担い手となり、自治会や地区社協と連携して進めます。</p> <p>【活動例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レクリエーションやゲーム ・折り紙や小物作りなどの制作活動 ・おしゃべりやおやつ、ランチタイム ・宿題や勉強に取り組む時間 ・子どもたちと考えた活動 など 
助成基準	<ul style="list-style-type: none"> ・2回以上/年（最大6回） ・2時間以上/日＝3,000円/回、4時間以上かつ昼食提供＝6,000円/回 ・参加人数5人以上/回 ・子どもが参加できるよう地域住民に周知してください。 （クラブ、サークルなど、子どもの対象を限定した場合は助成できません） ・開催場所は公民館、集会場、空き店舗等屋内活動ができる場所とし、屋外のみの活動は対象になりません。 <p>＊事業開始前に別途 実施計画申請書の提出が必要となります。</p> 


2. 学ぶこと・知ること

学びや地域を知ること、活動の幅を広げます


(1) 近隣ケアグループ研修会

事業内容	<p>地区社協が近隣ケアグループを対象とする研修会を開催します。地域の見守り活動は、ひとりで問題を抱えないように、近隣ケアグループ員や役員さんたちと地域の課題と一緒に考えることから始まります。他の近隣ケアグループの活動発表による学びや、テーマを設けて研修会を開催するなど、活発な見守り活動につなげていきます。</p> <p>【テーマ例】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 認知症について学ぶ活動 (地域包括支援センターや医師、家族会やNPO法人などを講師に)・ 防犯・防災活動 (市生涯学習まちづくりや岐阜県、警察署の出前講座など)
助成基準	<p>地区社協単位での研修会を開催すると助成します。 助成額：3万円(上限) 助成回数：1回(実施回数に制限はありません)</p> 


(2) 福祉座談会

事業内容	<p>地域住民や地域内の各種団体、ボランティアが抱えている悩みや困りごとなど身近な福祉問題について、関係者が膝を交えて気軽に話しあえる場をつくります。話しあいをおして福祉課題や問題点を明らかにし、その解決に向けて地域でどう取り組みればよいのかについて、地域の各種団体との連携・協働も視野に入れながら考えていきます。ささえあい活動やボランティアハウスの立ちあげを検討する小地域を単位とした座談会や対象を限定した座談会でも、地区社協が認めるものであれば助成対象とします。</p>
助成基準	<p>地区社協の認める座談会に対し助成します。</p> <p>助成額：200円(上限)×参加人数 助成回数：制限なし</p> <ul style="list-style-type: none">・ 回数に制限はございませんので小地域ごとに少人数でグループを構成してグループワークを開催するなど福祉座談会を開催しましょう。・ 総会や理事会等の地区社協役員のみ会議は、助成の対象となりません。 

(3) 福祉の人財発掘事業

事業内容	<p>地区社協の福祉活動の担い手の発掘、育成を目的として、ボランティア、生きがいや健康づくり、防災等をテーマにした各種講座の開講や、他の市町村、NPO団体が行う事業を役員が視察した際に、経費の一部を助成します。</p> <p>【テーマ例】</p> <ul style="list-style-type: none">・ ボランティアハウスの担い手が健康体操を学ぶ機会・ 地域の困りごとの解決につながる生活支援をテーマにした講座（タコ足配線予防 エアコンフィルター掃除等）・ 話しの聴き方（傾聴）について・ コーヒー淹れ方等、地域住民のできることを増やす内容 <p>* 地域の方が講師を務める講演会なども含みます。 * 地域の方の交流を主目的とする事業は『ふれあい交流事業』メニューになります。</p>
助成基準	<p>地区内での人材育成に関わる事業に対し助成します。 助成額：1回あたり 1万円（上限） 助成回数：12回（上限）</p> 

(4) 地域の困りごと調査

事業内容	<p>住民ニーズを把握し、ささえあい活動を進めるにあたり、地域の困りごとや協力者を見つけるためにアンケート調査を行います。調査対象エリアは1自治会～地区社協単位で行います。</p>
助成基準	<p>助成金はありませんが、アンケート票の印刷、配布（返信）用封筒作成代、返信郵送料は市社協で負担します。 アンケート票の配布及び集計については、地区社協等をお願いします。</p> <p>* 自治会等への依頼文やアンケートの提示例は用意します。</p> 

3. ささえあうこと・安心につながること

身近な困りごとを住民がお互いにささえあいます

(1) ささえあい活動支援事業

事業内容

日常のちょっとした困りごとのお手伝いをできるときに、できることを、できる人が行う身近な自主的なささえあい活動を地域で育てることを目的とする事業です。助成対象団体は、市社協及び地区社協が認めた、地域住民で組織されたグループや団体で、自治会単位以上自治会連合会以内が活動範囲となります。

地区内でささえあい活動を行う団体に対し、地区社協を通じて間接助成します。

助成額：1自治会エリアあたり5,000円（定額）

地区内に複数団体の申請があってもかまいませんが、助成対象エリアを重複しての申請はできません。

例) ①地区社協全体（20自治会）で取り組む場合
5,000円×20自治会エリア=100,000円

②1つの団地（2自治会）で取り組む場合
5,000円×2自治会エリア=10,000円

③上記①②が重複する場合
①地区社協…90,000円 ②団地…10,000円
（地区社協全体としては100,000円）



助成基準

*事業開始前に別途申請用紙が必要となります。

*次ページに、ささえあい活動を始めるまでの取り組み例を掲載しています。



尾崎助っ人隊（尾崎地区社協）



住民お互いさま活動（鵜沼第二地区社協）

(1) ささえあい活動支援事業（つづき）



ささえあい活動を始めるまでの取り組み例です。必ずすべてを経なくてはならないものでもありません。まずは市社協にご相談ください。地区社協単位でなく、自治会単位での取り組みも可能です。【 】は活用できるメニュー事業です。

取
り
組
み
例

①【作戦会議】
ささえあい活動について
関心がある方で集まり、
どのように進めていくか
会議を開きます。市社協
の職員もうかがいます。

②ささえあい活動について、自治会
や民生委員、近隣ケア、シニアクラブな
ど地域の方々の意見を聞いたり、思い
をまとめます。【福祉座談会p19】



③地域の方の困りごとを
知り、協力してもらえる方
を募るアンケートを実施し
ます。
【地域の困りごと調査p20】

④すでに活動しているグループに話を
きいたり、ささえあい活動を学ぶ研修
を開催します。
【福祉の人財発掘事業p20】

⑤活動の体制や仕組み、
チラシづくりなどについて
話し合います。
【福祉座談会p19】

⑥事業計画を立て活動を開始します。
【ささえあい活動支援事業p21】

(2) 食を通した生活支援事業

事
業
内
容

ボランティアによる手づくりの弁当やお菓子等（手作りに限定）を、ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯、身体障がい者世帯などへ配り、安否確認を行うとともに、手作り・配る過程をとおして地域の人々とのふれあいを深めます。

なお、地区社協活動において食に関するボランティア活動を行う際の検便費用は市社協が負担します。

助
成
基
準

食材料費等にかかる経費の一部を助成します。

助成額：調理食数×300円（上限）

助成回数：制限なし

*食に関するボランティア活動を行うための検便を希望する方は、地区社協担当に「住所・氏名・電話番号・検査希望日」をエクセルデータにまとめて、申し出てください。（検便の検査費用には共同募金配分金が使われています）



4. 知らせること

地域活動への理解を深め、情報を共有します

(1) 機関紙（地区社協だより）の発行

事業内容

地域住民に地区社協の活動の様子や事業の報告、またボランティア活動や身近な福祉情報などをお知らせし、福祉への理解と関心を深め、活動への参加を促進することを目的として、地区社協内全世帯を対象に地区社協だよりを発行します。

※令和8年4月1日以降、市広報紙への折り込みはできません。そのため、自治会の理解・協力を得て各世帯に配布できる場合、独自の方法で各世帯に配布をおこなう場合に、発行費用を助成します。（自治会の協力を得られる場合、地区社協役員から自治会長に必要部数をお届けいただき、班長・組長を通じて配布いただくこととなります。）

助成基準

助成額：下記単価×印刷必要部数※
（地区社協ごとに定めています）
助成回数：2回／年（上限）

印刷必要部数	2P 単価	4P～単価
1,000～1,999	¥43	¥65
2,000～2,999	¥24	¥37
3,000～3,999	¥18	¥27
4,000～4,999	¥14	¥24
5,000～5,999	¥12	¥16

※ 印刷必要部数及び単価を超えた印刷にかかる費用は助成対象となりません。

※ 2ページはA4両面、4ページはA3両面2つ折りを指します。

※ 金額は部数単価毎の助成金額です。

※ 助成対象となる経費は印刷会社に支払うもののみを指します。振込手数料は対象となりません。

※ 上記に関わらず、ネット印刷等で安価に広報を作成する場合は、4ページ単価の2回上限金額内で、3回以上の発行も助成可能とします。

※ 自治会回覧の方法で広報誌を発行する場合、必要部数は少なくなり、単価は高くなると予想されますが、該当するページ単価×印刷必要部数の上限金額内であれば、助成の対象とします。

令和8年度広報紙 印刷必要部数

地区社協名	印刷必要部数	地区社協名	印刷必要部数
那加一	3,940部	鵜沼第二	4,440部
那加二東部	2,020部	陵南	2,170部
雄飛	1,320部	鵜沼第三	4,010部
那加三	2,730部	各務	1,580部
尾崎	1,510部	緑苑	1,460部
稲羽西	2,670部	八木山	1,820部
稲羽東	1,110部	蘇原北部	5,570部
川島	3,160部	蘇原南部	3,840部
鵜沼第一	3,470部		


※ ネット印刷等で安価に広報を作成する場合に限り、上記印刷必要部数に近い発注可能部数を助成の対象とします。ただし、その場合でも、助成上限は左記単価×上記印刷必要部数とします。





5. 共同募金のこと

赤い羽根共同募金を活用した事業を実施します


(1) 赤い羽根共同募金事業

事業内容	<p>この事業は赤い羽根共同募金運動で住民から寄せられた募金（歳末たすけあい募金）を財源に期間を限定して実施するもので、下記の事項を目的とします。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 地域のたすけあいの力を高め、安心して暮らせる地域づくりを推進する。2. 世代間（三世代等）の交流をとおして、世代を越えたつながりを深める。3. 地域にあるさまざまな団体と連携を深め、地域ぐるみの支えあい活動を展開する。4. 地域で孤立する人をなくすため、見守りや訪問活動を活発にする。 <p>【事業の例】</p> <ul style="list-style-type: none">・三世代交流など地域の団体と協力して行う交流会やイベント・地域の施設との交流会や勉強会・閉じこもりがちの方や行事になかなか参加できない方への友愛訪問活動 など
助成基準	<p>期間中に実施した事業にかかる経費の一部を助成します。</p> <p>期 間：11月1日～翌年の1月15日 申請期限：1月20日</p> <p>助 成 額：10万円（上限）</p> <p>助成回数：助成額が合計10万円以内であれば回数は問いません。</p> <p>その他：共同募金配分事業であることを周知すること。</p> 

(2) 赤い羽根自動販売機の設置事業

事業内容	<p>赤い羽根共同募金会の自動販売機を設置いただき、自動的に募金が行える社会貢献事業です。</p> <p>地区社協内の企業や工場、公民館などに自動販売機を設置してくださる方を募っていただき協力者を集めます。設置協力者には電気代の負担をお願いしますが、売上の約20%が販売手数料として入る仕組みです。</p> <p>自動販売機には地区社協のPR広告が掲載できます。</p> 
助成基準	<p>自動販売機の売り上げの5%を地区社協活動費として助成します。</p> 


(3) 横断旗の設置事業

事業内容	横断歩道を中心に横断旗を設置し、子どもからお年寄りまで安全に横断できるように交通事故防止に努めます。	
助成基準	希望する地区社協に必要数（上限100本）を随時配布します。 ※横断旗設置のための入れ物（筒）については、地区社協でご用意ください。 ※配布準備数に限りがあります。配布準備数に達し次第配布を終了します。	

6. 募ること

社協活動や会費の理解を深め、活動の協力者を増やします

(1) 会費趣旨説明会

事業内容	地域福祉活動の財源となる社協会員会費募集について、より多くの住民に理解いただくために会費趣旨説明会を行います。対象は自治会長・班長・地区社協役員等の皆さんで、会場の確保や参加案内は地区社協で行っていただき、市社協が資料作成や説明を行います。	
助成基準	お茶等の費用の一部を助成します。 助成額：300円（上限）×参加人数 助成回数：1回（上限）	

7. 地域を応援すること

私たちにできることは何かをみんなで考えます

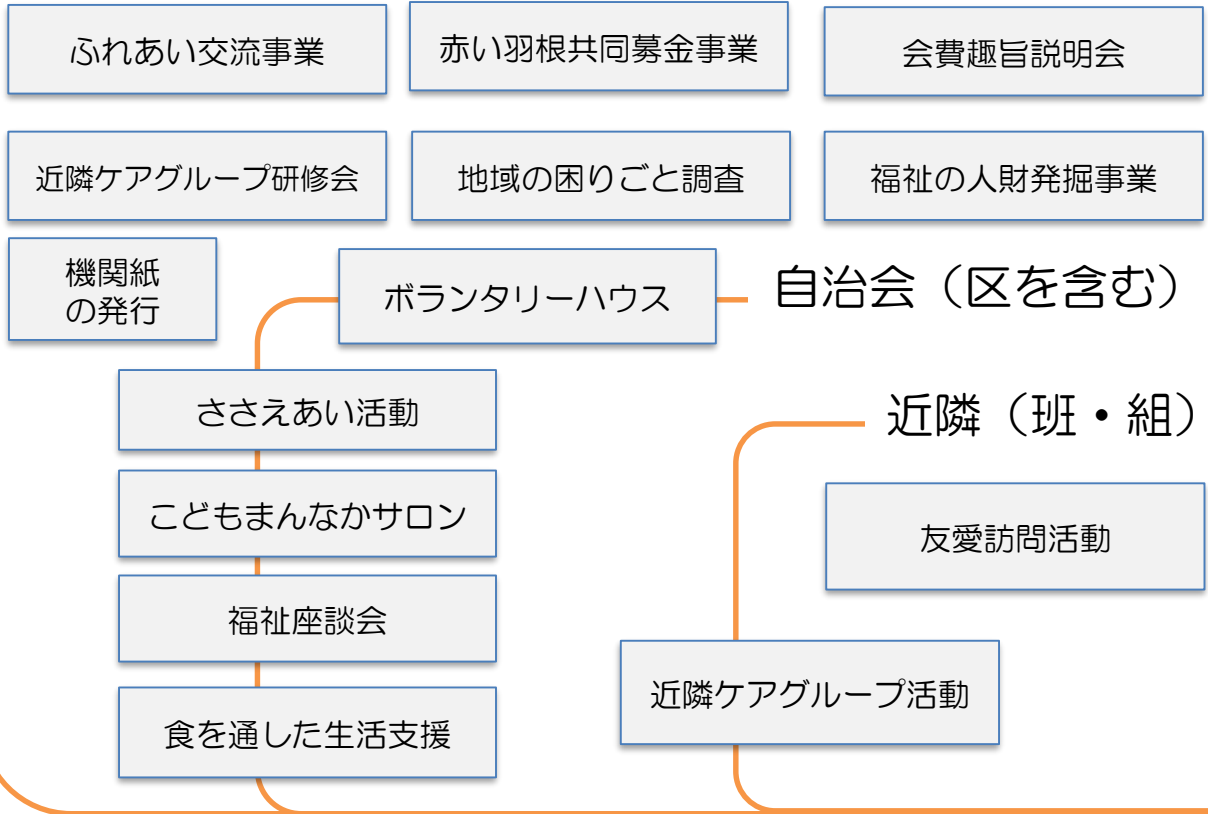
(1) 地域を応援すること

事業内容	<p>「やってみたい」「教えてほしい」「困った」などの住民の皆さんの声を受けとめ、解決に向けた取組みを考えたり、担い手の掘り起こしをすることが地域福祉活動の充実につながります。金銭は伴わなくとも、地域福祉活動をみんなで応援していく意識が活動の広がりにつながります。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none">自治会等からボランティアハウスやささえあい活動など、「やってみたい」という声が出た時に、自治会役員関係者と一緒に立ち上げを考える機会を設定する。「負担が大きく活動を続けられない」などの問題があった場合、地区社協で共有をし、負担軽減につながる方法等を考える機会を設定する。地域の新たな取り組みを広報や研修会等で積極的に紹介する。	
------	---	--

【活動の範囲】

活動には地区社協規模（自治会連合会）で行った方がよいもの、単位自治会ごとで行った方がよいもの、あるいは隣近所などで行った方がよいものなど、活動に適した範囲があります。

地区社協（自治会連合会）



【活動の啓発】

地区社協が取り組む活動は、地域の皆さまからご協力いただいた「社協会費」を主たる財源としていることを啓発するため、「のぼり旗」を用意しています。

地区社協事業やボランティアハウス活動が行われるときなどに、屋外へ設置して、参加者はもちろん地域住民の多くの方にその活動と会費の用途を知ってもらえるよう周知しています。



イメージ

3-5 総合補償保険

皆さんが安心して活動できるように、総合補償保険に加入しております。
地区社協役員や行事等の参加者が対象となります。

(1) 地区社協主催行事等にかかる保険内容

① 地区社協の役員やボランティアハウス参加者、ささえあい活動従事者等が、活動中や往復途上でけがをした場合。

- ・死亡・後遺障害 500万円（限度額）
 - ・入院（180日限度） 3,000円（日額）
 - ・通院（180日以内の90日を限度） . . . 2,000円（日額）
- ※住居と活動場所との間の通常経路往復中も補償できます。

② ①と同じ活動者が、活動中にけがをさせてしまった場合や物を壊してしまった場合。

- ・対人、対物 . . . 対人：1名 3億円・1事故 20億円（限度額）
対物：1事故 2,000万円（限度額）

③ 地区社協の行事に参加する、一般の参加者がけがをした場合。

- ・病院を受診した場合、日数により見舞金が支払われる場合があります。

☆車輛の物損や事故の相手側への賠償等については、ご自身の自動車保険での対応になります。

(2) 社協へ連絡いただく内容

- | |
|-------------------------|
| ①けがをされた方の氏名、住所、連絡先、生年月日 |
| ②事故の原因および状況 |
| ③けがの部位および状態 |
| ④受診した病院名 |
| ⑤被害者氏名（賠償事故の場合） |
| ⑥被害損害の程度、修理先（物損の場合） |

事故が起こったら速やかに社会福祉協議会までご連絡ください。

- 例1) ケガをした場合 ①治療を受ける。②社協へ連絡。
③完治後社協へ連絡。保険請求事務を行います。
- 例2) 物を壊した場合 ①社協へ連絡。②壊した物の写真を撮る。
- 例3) ケガをさせた場合 ①社協へ連絡。②保険請求事務を行います。
(保険の範囲内で対応)

○治療が終了した後に保険金を請求する手続きを行います。

物損の場合は修繕等の前に見積もりが必要となります。

保険金は保険会社に必要書類を提出後、指定の口座に支払われます。

※事故の状況や発生後30日以内にご連絡いただけない場合には、保険で対応できないことがあります。事故が発生した場合は必ず市社協（TEL058-383-7610）への連絡をお願いします。

4. 資料編

4-1 各務原市の福祉の状況

人 口 (令和8年 4月1日現在)	143,027人		世 帯 (令和8年 4月1日現在)		64,134世帯		
年代別構成 (比率) (令和8年 4月1日現在)	15歳未満		15歳以上 64歳以下		65歳以上 74歳以下		75歳以上
	16,551人 (11.6%)		85,063人 (59.5%)		15,598人 (10.9%)		25,815人 (18.0%)
障がい者手帳 所持者 (令和7年 3月31日現在)	身体障がい 者手帳		療育手帳		精神保健 福祉手帳		
	5,192人		1,510人		1,856人		
要支援 ・要介護 認定者 (令和8年 3月31日現在)	7,723人		要援護高齢者 台帳登録者 (令和8年4月1日現在)			2,762人	
	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	1,046人	1,327人	1,592人	1,247人	1,107人	892人	512人
生活保護世帯 (令和8年4月1日現在)	694世帯		ひとり親世帯 (令和8年4月1日現在)		708世帯		
民生委員児童委員 主任児童委員 (令和8年4月1日現在)	210人		NPO法人 (令和8年3月31日現在)		34法人		
近隣ケアグループ (令和8年3月31日現在)	257グループ		近隣ケア グループ員 (令和8年3月31日現在)		1,700人		
ボランティアハウス (令和8年3月31日現在)	92ヶ所		自治会 (令和8年4月1日現在)		378自治会		

4-2 地区ごとの人口構成

地区名	人口	15歳未満	15歳以上 65歳未満	65歳以上 75歳未満	75歳以上	高齢化率 (65歳以上 の比率)
那加一	13,376人	2,026人	8,385人	1,163人	1,802人	22.2%
那加二東部	5,474人	539人	3,241人	556人	1,138人	30.9%
雄飛	3,748人	426人	2,211人	419人	692人	29.6%
那加三	8,438人	1,022人	5,191人	825人	1,400人	26.4%
尾崎	4,051人	286人	2,090人	526人	1,149人	41.3%
稲羽西	7,325人	754人	4,155人	881人	1,535人	33.0%
稲羽東	3,408人	290人	1,870人	483人	765人	36.6%
川島	11,937人	1,675人	7,417人	1,206人	1,639人	23.8%
鵜沼第一	9,981人	1,301人	6,153人	1,019人	1,508人	25.3%
鵜沼第二	13,041人	1,675人	8,318人	1,267人	1,781人	23.4%
陵南	7,107人	805人	4,210人	737人	1,355人	29.4%
鵜沼第三	10,773人	1,369人	5,912人	1,317人	2,175人	32.4%
各務	5,782人	501人	3,183人	764人	1,334人	36.3%
緑苑	3,627人	225人	1,696人	528人	1,178人	47.0%
八木山	4,502人	324人	2,087人	739人	1,352人	46.4%
蘇原北部	18,628人	2,241人	11,521人	1,914人	2,952人	26.1%
蘇原南部	10,447人	1,025人	6,551人	1,123人	1,748人	27.5%
合計	143,027 ※1 人	16,551 人	85,063 人	15,598 人	25,815 人	29.0% ※2

令和8年4月1日現在

※1 自治会が組織されていない地域等があるため、前ページの人口と異なります。
 ※2 高齢化率：小数点以下第2位を四捨五入しています。

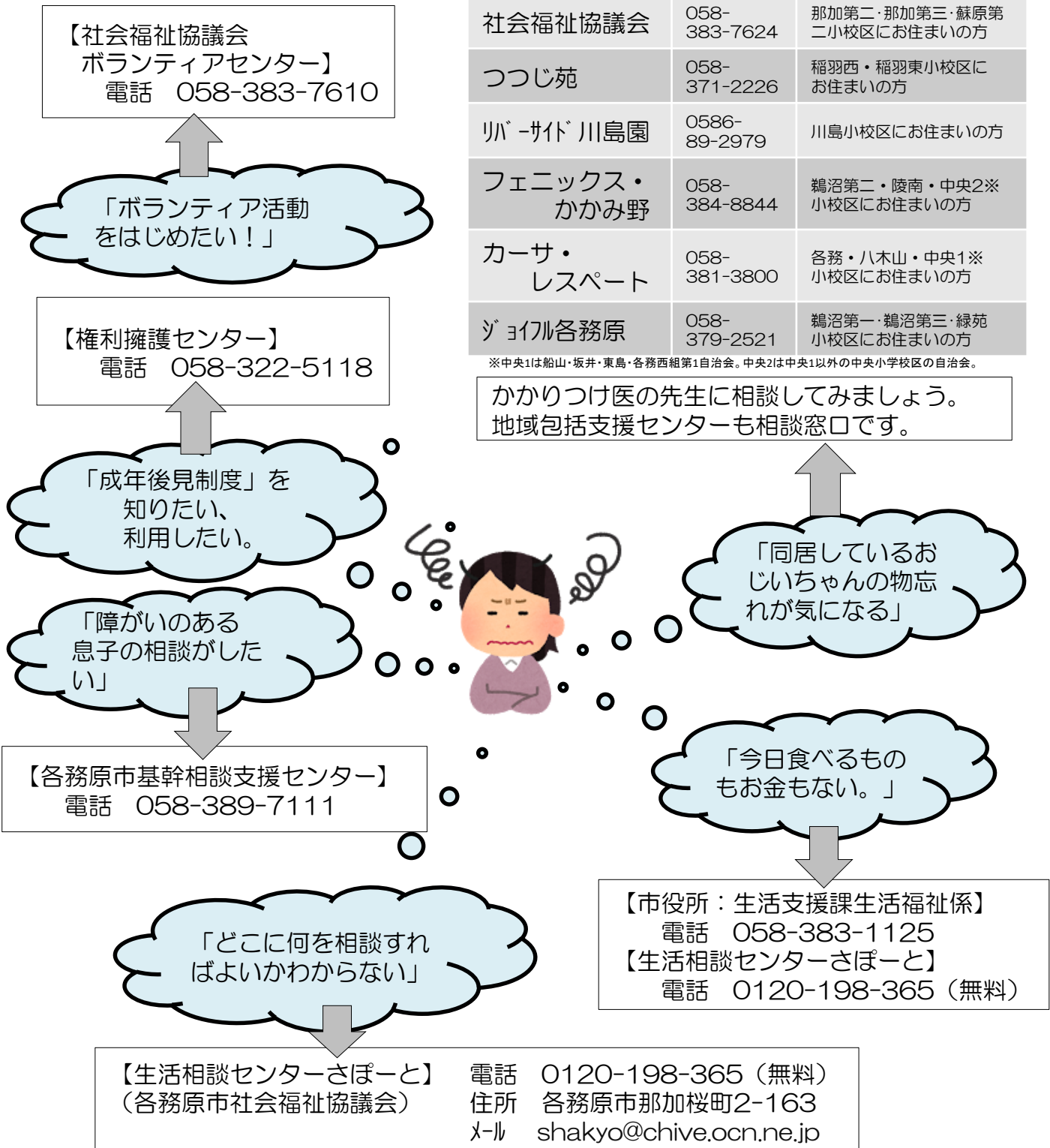
4-3 相談窓口一覧

地域包括支援センター

飛鳥美谷苑	058-371-3081	那加第一・尾崎・蘇原第一小校区にお住まいの方
社会福祉協議会	058-383-7624	那加第二・那加第三・蘇原第二小校区にお住まいの方
つつじ苑	058-371-2226	稲羽西・稲羽東小校区にお住まいの方
リバ・サイド 川島園	0586-89-2979	川島小校区にお住まいの方
フェニックス・かかみ野	058-384-8844	鶴沼第二・陵南・中央2※小校区にお住まいの方
カーサ・レスパート	058-381-3800	各務・八木山・中央1※小校区にお住まいの方
ゾイ川各務原	058-379-2521	鶴沼第一・鶴沼第三・緑苑小校区にお住まいの方

※中央1は船山・坂井・東島・各務西組第1自治会。中央2は中央1以外の中央小学校区の自治会。

かかりつけ医の先生に相談してみましよう。
地域包括支援センターも相談窓口です。



社会福祉協議会では、社会福祉士などの専門資格を持つ職員が関係機関と連携し解決のお手伝いをしています。相談内容の秘密は守られます。

4-4 Q&A

Q1 なぜ社会福祉協議会は会費を集めるのですか。

A1 社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において「地域福祉の推進役」として位置付けられています。この法律は地域福祉に住民の意思を反映させ、地域の皆さまが地域福祉推進に積極的に参画する「住民参加・住民主体」を理念としています。

そこで、各務原市社協では、この「住民参加・住民主体」の1つの方法として、住民の皆さまをはじめ福祉団体や企業等の方々协会会员となっただき、地域住民の支え合い活動を進めております。その財源として、会員の皆さまより会費のご協力をお願いしております。

皆さまからご協力いただいた会費は全額を地区社協交付金やメニュー事業助成金として地区社協の行う地域福祉活動に活用されています。

Q2 会費はどのように活用されていますか。

A2 地域の皆さまにご協力いただいた会費は次のように活用しています。集まった会費は地区社協ごとで集計され、その40%がそれぞれの地区社協へ交付されます。

また、本会が定める「メニュー事業」を各地区社協が行った場合に基準に基づき運営費の一部または全部が助成されます。

Q3 ボランティアハウスや、こどもまんなかサロンを立ち上げたいときはどうしたらよいですか？

A3 ボランティアハウスを立ち上げるには、1人の力よりは多くの仲間を取り組んだ方が役割分担もできて安心です。まずは地域内で協力してくれる仲間を見つけ、お住まいの地区社会福祉協議会へご相談ください。

制度の説明や地区社協への連絡先については市社会福祉協議会へお問い合わせください。



『百歳クラブ』（稲羽西）“名前のとおり、百歳の参加者をお祝いしました”

Q4 ボランティアハウスや地域の行事で楽しめるゲームや、ボランティアさんを探しています。



ボッチャを楽しみました
(ボランティアハウスやぐま)

A4 社会福祉協議会では「一芸ボランティア」の紹介や「レクリエーション物品の貸出」を行っています。子どもから高齢者まで楽しめる素材がありますので、一度お問い合わせいただけると、活動のヒントが見つかるかもしれません。

Q5 ボランティアをはじめたいのですが。

A5 ボランティア活動といってもさまざまな活動があります。ご自身のやりたい活動はどのような内容でしょうか？

もし決まっていない場合などは職員がお話を伺いながら、その時に募集している活動などをご紹介します。

団体として活動の機会を求めている場合は「一芸ボランティア」としての登録もできます。まずはお問い合わせください。

Q6 家族が骨折して一時的に車いすを借りたいのですが。

A6 社協会員を対象に、1か月を上限に車いすの無料貸し出しを行っています。子ども用の車いすや松葉杖もございます。皆さまの善意である寄付や共同募金を財源としていますので長期間のご利用はご遠慮いただいています。

長期間のご利用が必要な場合は障がい者施策や介護保険制度の利用などをご検討ください。

Q7 つなぐちゃんとは 何ですか。

A7 つなぐちゃんは、各務原市社会福祉協議会のマスコットキャラクターです。法人化40周年を記念し、公募した結果、232点の作品が集まり、その中から決定しました。

人と人・人と地域をつなぐのが得意なさくらの妖精です。




つなぐちゃん

4-5 各務原市社会福祉協議会のあゆみ

昭和38年度	<ul style="list-style-type: none"> • 任意の団体として民生委員・児童委員を中心に結成される。
昭和39年度	<ul style="list-style-type: none"> • 第1回各務原市社会福祉大会開催 • 生活福祉資金や共同募金運動等、地域福祉活動を展開
昭和56年度	<ul style="list-style-type: none"> • 社会福祉協議会法人化促進委員会設置 • 任意団体「各務原市社会福祉協議会」解散。あわせて「社会福祉法人各務原市社会福祉協議会設立総会」を開催 • 法人格取得。初めて市連合広報会の賛同を得て、会員募集の依頼を行う。 • 第15回社会福祉大会において連合会単位による支部社協の設置（当時16か所）を決議される。
昭和57年度	<ul style="list-style-type: none"> • ボランティアセンターを設置 • 福祉フェスティバル開催
昭和58年度	<ul style="list-style-type: none"> • 「福祉のまちづくり推進モデル社会福祉協議会」の指定を受ける。 • 寝たきり老人の入浴実態調査及び独居老人の食生活実態調査を実施 • 調査を受け、入浴サービス及び食事サービスを開始
昭和59年度	<ul style="list-style-type: none"> • 寝たきり老人介護者調査及び独居老人生活実態調査を実施 • 16支部社協から17支部社協となる。
昭和60年度	<ul style="list-style-type: none"> • 総合福祉会館完成にともない、各務原市役所本庁舎から事務所を移転
昭和62年度	<ul style="list-style-type: none"> • 昭和62年から平成元年までの「社会福祉協議会発展3か年計画書」を作成
昭和63年度	<ul style="list-style-type: none"> • 在宅入浴サービス事業の開始
平成元年度	<ul style="list-style-type: none"> • 福祉ボランティアのまちづくり事業の指定を受ける。（国庫補助事業）
平成4年度	<ul style="list-style-type: none"> • 在宅介護者の集い開催
平成5年度	<ul style="list-style-type: none"> • 小中学生ボランティア塾開始 • 寝たきり老人等介護者実態調査 • 地域福祉活動計画「いきいきプランかかみがはら」の策定
平成8年度	<ul style="list-style-type: none"> • モデル支部社協の指定開始 • 訪問入浴サービスの受託開始 • 市民公募によるイメージキャラクター「サポート君」誕生
平成9年度	<ul style="list-style-type: none"> • 企業ボランティア研修会の開催 • 在宅障がい者いきいき事業の開催
平成10年度	<ul style="list-style-type: none"> • ボランティア情報紙の発行
平成12年度	<ul style="list-style-type: none"> • 介護保険制度スタート （居宅介護支援事業、訪問介護事業、訪問入浴事業、通所介護事業） • 福祉カー貸出、特別移送サービス事業の開始 • ふれあいいきいきサロンの名称を「ボランティアハウス」へ統一 （市ボランティアハウス事業受託）



平成14年度	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉権利擁護事業（現：日常生活自立支援事業）基幹的社会福祉協議会を県社協から受託
平成15年度	<ul style="list-style-type: none"> ・新・地域福祉活動計画の策定に着手 ・地域コミュニティ会議の開催 ・各務原市・川島町社会福祉協議会合併協議会の設立・開催。
平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> ・各務原市と旧川島町社会福祉協議会が合併し、新しい各務原市社会福祉協議会となる。 ・新・地域福祉活動計画策定
平成18年度	<ul style="list-style-type: none"> ・法人化25周年記念チャリティイベントを開催 ・地域包括支援センター事業を市から受託 ・ファミリー・サポート・センター事業を市から受託
平成19年度	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉懇談会、地域コミュニティ会議開催（以後、毎年開催）
平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者口腔機能向上・栄養教室開催
平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期地域福祉活動計画「いきいきプランかかみがはら」を策定 ・市からの委託を受け、支えあいサポーター塾開催（～平成26年度）
平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣ケアグループ運営事業を市から受託
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災において職員派遣及びボランティアバス運行（3泊4日） ・法人化30周年を迎え「サポート君」リニューアル
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障がいを理解する講座を開催。それに伴い障がい者サロン「みっぱらクック」開設 ・市内すべての小中学校高校を福祉教育推進校として認定 ・はつらつ介護者教室の開催 ・座談会で地域のつながりを考えてみよう事業の実施
平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> ・夢を実現プロジェクト事業開始 ・岐阜県ボランティアフェスティバルの共催
平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立促進支援モデル事業指定に伴い、「生活相談センターさぽーと」を開設 ・小地域で行う夢を実現プロジェクト事業開始 ・会費制度を1口制度へ変更 ・地域の自主性を促すため「支部社協」の名称を「地区社協」へ変更
平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> ・第3期地域福祉活動計画「いきいきプランかかみがはら」策定 ・法人後見事業開始 ・通所介護事業（老人デイサービスセンターこぶし）の終了 ・各務原市寺子屋事業を市から受託
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> ・第50回社会福祉大会開催

平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> ・会費等検討委員会を設置する。 ・会員募集月間を8月から6月・7月の2か月に変更する。 ・生活支援コーディネーター業務を市から受託 ・介護予防日常生活支援総合事業における協議体を「“わ”がまち会議」と位置付け順次開催していく。
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> ・市の「地域福祉計画」と社協の「地域福祉活動計画」を一体的に策定することが決まり、第4期地域福祉活動計画の策定に着手。 ・夢を実現プロジェクト事業にフォローアップ助成（2カ年）を新設。
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> ・第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定（令和2年度～令和6年度） ・成年後見支援センター運營業務を市から受託。 ・新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、ボランティアハウス等の活動中止を余儀なくされる。
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少し生活に困窮する世帯への「生活福祉資金特例貸付」「住居確保給付金」等に関する相談・対応が増える。 ・新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、ボランティアハウス等の地域活動中止を余儀なくされる。 ・法人化40周年記念マスコットキャラクターの募集を行う。
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・法人化40周年を迎える。 ・新マスコットキャラクターが「つなぐちゃん」に決定。 ・地域コミュニティ会議を17地区で開催し、地域福祉推進計画を作成。
	 <p>つなぐちゃん</p>
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・組織改編 権利擁護センター設置。 ・訪問入浴サービス事業を終了。 ・市のごみ出し支援事業の開始に伴い、ごみ出し等の生活ニーズが明らかになり、生活支援団体及び近隣ケアグループと支援調整をするなど、生活支援活動が活発となる。
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・全17地区社協で地域コミュニティ会議を開催し、第5期地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定に着手。（令和5年～令和6年） ・ひきこもりに関する研修会を開催。 ・市民後見人養成講座修了者から、岐阜県第1号の市民後見人が誕生。 ・能登半島地震において珠洲市災害ボランティアセンターに職員派遣。 ・コロナ禍で自粛、縮小していた地区社協活動や本会事業も元に戻りつつある。
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・第5期地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定（令和7年度～令和11年度） ・災害ボランティアバス運行（石川県珠洲市：11月9日～10日） ・傾聴ボランティア養成講座開催
令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり支援ステーション事業、『つなぐのお部屋』始まる。 ・こどもまんなかサロン事業（メニュー事業）始まる。

相 談 内 容	電話番号（担当部署）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉協議会について ・ 共同募金運動について ・ ファミリーサポートセンターについて ・ ボランティア活動について ・ 近隣ケアグループについて ・ ボランティアハウスについて 	<p>058-383-7610 （総務課、地域福祉課）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活の相談をしたい ・ 家計のやりくりが不安 ・ ひきこもりの相談をしたい 	<p>0120-198-365 （生活相談センターさぽーと）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見制度を利用したい ・ 判断能力が十分でなく不安 ・ 権利擁護について相談したい 	<p>058-322-5118 （権利擁護センター）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ ケアマネジャーを依頼したい ・ 介護保険サービスを利用したい 	<p>058-383-7623 （介護保険相談センター）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ ヘルパーに来てほしい 	<p>058-322-5811 （訪問介護センター）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の相談をしたい （認知症、介護保険、医療、虐待、詐欺等） <p>* 右の対象地域外の方は、30ページの表をご覧ください。</p>	<p>058-383-7624 （地域包括支援センター） 対象地域：那加第二小、那加第三小、 蘇原第二小校区</p>

社会福祉法人 各務原市社会福祉協議会

〒504-0912 岐阜県各務原市那加桜町2丁目163番地
総合福祉会館2階

電 話 0120-198-365

058-383-7610

F A X 058-382-3233

E-mail shakyo@chive.ocn.ne.jp

W e b <https://kakamigahara-shakyo.jp>



つなぐちゃん

つなぐちゃん
LINE
スタンプ販売中!



各務原市社協公式キャラクター
初のLINEスタンプが登場!



全40種

150円

